

ご家族やお知り合いの方で、在宅療養  
または病院・施設に入所されていて、  
歯や入れ歯、口腔ケアについて  
お困りの方はいらっしゃいませんか？



# 歯科の往診ほっとライン



在宅歯科医療連携室（島根県歯科医師会事務局内）

## 0852-27-8020

平日 9:00～17:00 \* 土日・祝日および年末年始は対応していません。ご了承ください。

家で寝たきりの父がやせて  
入れ歯があわなくなり、食べにくそう。  
歯科医院に連れて行くのは無理だから、  
我慢するしかないのかしら？

在宅で介護支援している方の  
口臭がきつく、口の中の管理が気になる。  
口腔ケアの相談をしたいけど、  
どこにお願いすれば？

入院中は口腔ケアをして  
もらっていたが、帰ってからは…。  
歯が悪くなって、食べられなく  
なると困るので、定期的に  
診てもらえないかしら？



勤めている施設に入所の方が、  
歯が痛くて、食事がすすまない。  
どこの歯科医院にお願いしたら、  
来て診てもらえるの？

島根県歯科医師会では、在宅歯科医療連携室を設置して、要介護状態のため歯科医院に通院できない方のご相談や訪問歯科診療（歯科の往診）に対応できるお近くの歯科医院の紹介を行っています。歯や入れ歯のトラブルのご相談だけでなく、歯の管理や口腔ケアについてもお気軽にご相談ください。

# 在宅歯科医療連携室整備事業

在宅や施設で寝たきり高齢者の方が口腔内に問題をかかえていても歯科医院で、治療を受けられない場合が数多くあります。

そのような方々に歯科医師や歯科衛生士が患者さんのお宅や入所施設などに出向き、歯科治療を行います。口腔内や全身状態により治療内容も限られる場合がありますが、虫歯の治療・義歯の作成・口腔ケア等を行うことを訪問歯科診療といいます。

「我が家には要介護状態のため通院できない家族がいるが、入れ歯の具合が悪く食事が進まない。なんとかできないか?」「訪問歯科診療を受けたいが、どこに相談してよいか分からない。」等のご相談を受け付ける窓口（相談無料）を平成24年9月15日より、島根県歯科医師会内に在宅歯科医療連携室（TEL 0852-27-8020）として設置致しました。



問い合わせ先：島根県歯科医師会（〒690-0884 松江市南田町141-9）